

令和 5 年度(2023 年度) 函館市いじめ防止対策審議会 重大事態調査部会  
会 議 記 錄

- 1 日 時 令和 5 年 10 月 30 日(月) 16 時 00 分～  
2 場 所 函館市南北海道教育センター大会議室  
3 出 席 委 員 5 名  
4 欠 席 者 3 名  
5 発 言 の 要 旨

- 事務局
- 会議の公開について確認
  - 函館市各種審議会の取り扱いの中で、できるだけ会議を公開することになっており、本審議会は、基本的に公開することとして位置付けられていることから、配付資料にある「傍聴に関する遵守事項」を条件として、傍聴および写真撮影等の諾否についてお諮りする。  
また、一般の傍聴者とは別の扱いになるが、報道関係者の取材および写真撮影についてもお諮りする。
  - 承認してよろしいか。
  - 異議なし。
- 委員  
事務局
- 本会は、公開となっていることから、本日の議事録は原則インターネット上で発言者の氏名は伏せて公開する。

【挨拶要旨】

- 学校教育部  
長
- 令和 5 年度 函館市いじめ防止対策審議会いじめ防止対策部会の開会にあたり、教育委員会として、御挨拶を申し上げる。
  - 委員の皆様には、日ごろより、函館市の教育の充実のために御尽力いただきますとともに、本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、心より感謝申し上げる。
  - さて、本年度は、7 月 13 日(木)に第 1 回会全体会を開催し、今年度の事業計画に対しまして、各委員の皆様より、本市におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応につきまして、貴重なご意見をいただき、取組を進めているところである。各学校においては、すべての子どもの学びの保障と教育環境の充実に向け、日々の教育活動を展開している。
  - 委員の皆様もご存じと思いますが、令和 2 年 6 月には登別市でいじめが原因で中学生が命を絶つ、という事案が発生しました。  
また、令和 3 年 3 月には旭川市の公園で当時 14 歳の女子中学生が遺体で見つかった事案については、令和 4 年 9 月に旭川市教育委員会が設置した第三者委員会が報告書をとりまとめ、公表されたところである。
  - このような重大な事案が発生した際に、教育委員会の諮問に応じ調査審議の実施や調査審議結果の答申に向け、各委員がいじめの重大事態についての対応等への知識や理解を深めるのが、本部会の趣旨である。
  - 委員の皆様には、本日の部会において、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」および、函館市教育委員会「函館市いじめ防止基本方針」等により、いじめ重大事態の定義や、いじめ重大事態発生時の対応について確認することを通して、いじめの重大事態に関わる対応等への知識や理解を深めていただきますが、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げる。

- 事務局 ○ 次に、函館市いじめ防止対策審議会重大調査部会長から御挨拶をいただく。
- 部会長 ○ 当部会の部会長として、責務を全うしていきたいと思う。よろしくお願ひする。
- 事務局 ○ それでは、部会長には議長として議事の進行をお願いしたい。
- 議長 ○ 本日の議事は、  
(1) 【説明】令和5年度 いじめ不登校対策推進事業  
(2) 【説明】令和4年度 函館市におけるいじめの状況について  
(3) 【説明・協議】いじめの重大事態発生時の対応等について  
3点である。  
○ 協議においては、各委員から積極的な発言をお願いしたい。  
○ それでは、議事の1、事務局から説明をお願いする。
- 事務局 ○ 資料「令和5年度いじめ・不登校等対策推進事業」を御覧いただきたい。  
○ 7月の全体会で示した事業内容について、実施日時等が決まったので説明する。  
○ 対策部会「いじめ等の問題について考える集会」について  
・小学校は、高丘小学校、上湯川小学校、旭岡小学校、鰐川小学校、椴法華小学校の5校が、WEB会議システムを活用した集会を、10月31日に実施すること  
・中学校は、本通中、五稜郭中、赤川中、鰐川中、戸井学園の5校が、WEB会議システムを活用した集会を、12月19日に実施すること  
○ 内容について説明を行う。  
・内容は大きく2点「交流：自校の取組の紹介」「協議：いじめ見逃しゼロを目指して、私たちができること」について、話し合いを進めること  
・これまでには、感染症拡大防止の観点から、これまでのよう全校集会やいじめ防止等の集会を行うことは難しい状況ではあったが、実施について検討している学校が多いとのこと。  
・対策部会委員の皆様にも、司会を行う高丘小、本通中で協議の傍聴および講評等をお願いしたいこと  
・閉会での挨拶を小中それぞれの集会で委員1名にお願いしたいこと  
○ 第2回全体会について  
・2月に南北海道教育センターでの開催を予定していること
- 議長 ○ 質問、意見等があればお願いする。  
○ それでは、議事の2、事務局から説明をお願いする。
- 事務局 ○ 別添資料「令和4年度 函館市におけるいじめの状況について」を御覧いただきたい。  
○ 本調査については、文部科学省において精査を行っており、例年10月下旬から11月に結果が公表されているが、今年度については、すでに公表されている。

- なお、お手元の資料にあります、令和4年度の調査結果については、目で追っての確認のみとして頂き、部会終了後、本資料のみ回収する。
- いじめの認知件数につきましては、平成27年度より、国からの通知や方針、ガイドラインを受け、学校いじめ対策組織による組織的な判断や、教職員による日常的な情報交流等が行われ、子どもの様子を多面的に判断して、積極的に認知が行われた結果、函館市においては小中合計で200を超える件数での推移となっている。
- 令和4年度におけるいじめ認知件数は、令和3年度に比べ、小・中学校ともに増加している。
- いじめ発見のきっかけについては、「アンケート」による発見がもっとも多い。いじめを受けている児童・生徒や、いじめを目にした児童・生徒の声を一つでも多く拾い、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握するとともに、緊急性のある事案に対し、迅速に対応するという意味で大切である。
- 「いじめ発見のきっかけ」に係わって、学校で実施しているアンケートや教職員への相談の他に、子どもたちが話をしたい時に、話をしたい方法で相談できるように、本推進協議会で作成しているリーフレットに学校以外の相談機関を紹介している。
- いじめられた児童生徒の相談の状況は、小・中学校ともに「学級担任に相談」「保護者や家族等に相談」が大半であり、「学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む）」の回答は極めて少数であった。

議長

- 事務局の説明について、御意見や御質問があればお願いしたい。

委員

- 小学校における認知件数が非常に増えているが、どのような要因があるからなのか。

事務局

- 各学校でいじめを積極的に認知している。児童生徒の少しの変化に気が付いたり、いじめの被害を訴えた児童生徒の「被害性」に多面的に着目したりしたことから、いじめの認知件数が増えたと認識している。
- 引き続き、いじめの認知漏れがないように、認知したいじめを適切に対応し、重大な事態に発展しないようにしていきたい。

委員

- 子どもがいじめられていると訴えがしやすい状況になったのか、学校側がいじめを把握しやすい状況になったのか。

事務局

- 学校は、子どもから訴えがあった「いじめ」について、一つ一つ確認している、先ほどお伝えしたように、いじめの被害を訴えた児童生徒の「被害性」に着目するが、子どもの訴えの中には、「いじめではない」事案も多数含まれている。子どもがいじめられていると訴えやすい状況になったと言えるし、学校もいじめと認知しやすい状況になったと言える。

議長

- 早期発見、早期対応という姿勢から、いじめの認知件数が増加したのだろうとの説明であったが、他に御意見や御質問があればお願いしたい。

委員

- 各学校では、いわゆる「SOSの出し方教育」に力を入れていることも、

子どもからの訴えが増加した一つの要因ではないか。

- 委員
- 統廃合の関係などによっても、子どもが孤立したり、人間関係が複雑化したりする状況があることについて、留意してほしい。
- 議長
- それでは、議題3について、事務局からお願ひしたい。
- 事務局
- 本部会開催の目的は、「重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう）が発生した際に、教育委員会の諮問に応じ、調査審議の実施や、調査審議結果の答申に向けて、各委員がいじめの重大事態に関わる対応等への知識や理解を深めること」となっている。
  - 次第の記載事項について確認する。  
はじめに、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき作成した、函館市教育委員会「函館市いじめ防止基本方針」を使用し、いじめ重大事態の定義や、いじめ重大事態発生時の報告、調査方法等について確認する。
  - 次に、令和5年7月19日付け北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長通知「『いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト』の配布について」添付資料「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（公立学校）」を基に、いじめ重大事態の発生から重大事態調査結果の公表検討までの手順等を確認する。
  - 最後に、令和5年3月31日付け北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長通知「北海道いじめ防止基本方針の改定について」別添資料「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）【概要版】」を基に、主な改定のポイント等を確認する。
  - 3点の資料の説明を受け、「いじめの重大事態発生時の対応について」それぞれのお立場から御意見を頂きたい。
  - 頂いたご意見につきましては、今後予定している、函館市いじめ防止基本方針の改正等に生かしていきたい。
- 事務局の説明に対し、御意見や御質問があればお願ひしたい。
- 説明資料1「函館市いじめ防止基本方針」平成29年2月函館市教育委員会（令和元年10月改訂）を御覧いただきたい。
  - 重大事態の定義について、
    - ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
「心身または財産に重大な被害」とは
      - ・児童生徒が自殺を企図した場合  
(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)
      - ・身体に重大な傷害を負った場合
      - ・金品等に重大な被害を被った場合
      - ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
    - ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校または教育委員会の判断により迅速に対応する。

となっている。

○ 重大事態発生時の報告について、

重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになるが、学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等において対応するとともに、教育委員会に報告する。

教育委員会は、学校からの報告を受け市長に報告するとともに、調査の主体を判断し、事案によっては所轄警察署に通報することになる。

○ 調査組織の設置について、

教育委員会は、調査主体を学校または教育委員会とするかを判断し、どちらの場合においても、当該いじめ事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

○ 調査方法について、

いじめを受けた児童生徒、およびいじめを行った児童生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

○ 調査結果の取扱いについて、

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に提供する。

また、教育委員会は、調査結果について市長に報告し、いじめを受けた児童生徒、またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○ いじめの重大事態への対応フローについて、

14ページを御覧いただきたい。

○ 以上、説明資料1「函館市いじめ防止基本方針」平成29年2月函館市教育委員会（令和元年10月改訂）に係っての説明であった。

議長

○ ただ今の事務局の説明について、御意見や御質問があればお願いしたい。

委員

○ 重大事態が発生し、重大事態調査部会等が調査を行う際には、調査を行う意義や方向性について、学校側にも十分伝わるようにしてほしい。

委員

○ 各学校にも、いじめ等に対応する組織があるのか。

事務局

○ 各学校にはいじめ等に対応する組織がある。日常的には、各学校で実施しているアンケート結果の集計や、訴えがあつたいじめについての対応が主な業務である。また、未然防止に關わる業務も担っている。

- 議長
- このことについては、12 ページに詳しく書かれているので、後ほど御確認していただきたい。
  - フロー図の記載内容等については、基本方針見直しの際には、よりわかりやすい内容に修正するように検討してほしい。
  - 次の説明をお願いしたい。
- 事務局
- 説明資料 2 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を御覧いただきたい。
    - ①いじめ重大事態発生から調査開始について、  
学校からの報告を受け、チェックリストに記載されている項目に沿って対応することになる。「4 教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断」「5 被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等」に係り、本部会の目的にあるように、部会を開催し、諮問事項を提示するなどの対応を行う場合もある。
    - ②重大事態調査の実施について、  
先ほど説明したように、「当該いじめ事案の関係者と直接に人間関係または特別の利害関係を有しない外部専門家の参加を得て、当該調査の公平性・中立性」を保ち、適切に進める。  
なお、具体的な実施方法につきましては、発生した事案によって検討することになる。
    - ③重大事態調査結果の説明・報告
    - ④重大事態調査結果の公表検討について、  
調査結果の報告を受け、チェックリストに記載されている項目に沿って対応することになる。
  - 以上、説明資料 2 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」に係っての説明であった。
- 議長
- ただ今の事務局の説明について、御意見や御質問があればお願いしたい。
- 委員
- 重大事態調査部会は8名の委員が所属しているが、8名全員で対応するのか。
- 事務局
- 函館市いじめ防止対策審議会条例第7条のとおり、「(略) 必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の出席を求めることができる」。また、第8条2のとおり、「(略) 利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする」。
  - 文部科学省や道教委が示している指針、本市条例、被害側の意向等を踏まえて対応することになる。
- 委員
- どのように対応したら良いか、具体的に示してほしい。
- 議長
- それぞれの委員が担う役割は非常に重要であると認識している。各委員の専門性が發揮できるように、本部会と事務局と連携を密にしていきたい。
  - 次の説明をお願いしたい。

- |     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 説明資料3「北海道いじめ防止基本方針の改定について」別添資料「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）【概要版】」を御覧いただきたい。</li><li>○ 「函館市いじめ防止対策基本方針」は、平成26年（2014年）8月に策定（平成30年（2018年）2月改定）した、「北海道いじめ防止基本方針」に基づき作成しているが、この度の「北海道いじめ防止対策基本方針」の改定に係り、「函館市いじめ防止対策基本方針」の改定について検討している。</li><li>○ いじめの重大事態への対応に係る内容においては、[主な改定のポイント]にあるように、「重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援」について検討していくことになる。</li><li>○ 本部会での御意見を踏まえ、「いじめの重大事態発生時の対応等について」整理していきたい。</li></ul> |
| 委員  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 道の基本方針で修正・追記されている事項については、基本的には函館市の基本方針に盛り込まれるということでしょうか。</li></ul>  |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ そのとおりである。</li><li>○ その他にも御意見があれば盛り込んでいきたい。</li></ul>  |
| 議長  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ ただ今の事務局の説明について、御意見や御質問があればお願ひしたい。</li><li>○ 本日の議事がすべて終了したので、司会を事務局に戻す。議事進行にかかり、委員の皆様方の御協力に感謝申し上げる。</li></ul>  |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 議長の議事進行に感謝申し上げる。</li><li>○ 以上をもって、令和5年度函館市いじめ防止対策審議会重大事態調査部会を終了する。</li></ul>  |